

令和7年度

市立福知山市民病院
医師養成確保奨学金等募集要領



令和7年4月

市立福知山市民病院

令和7年度市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等募集要領

はじめに

この奨学金制度は、市立福知山市民病院が地域医療の充実に必要となる医師の養成及び確保を図ることを目的としています。

市立福知山市民病院が定める免除施設（別表１）に医師として勤務する意思を有する者に対して、研修や修学に要する資金を貸与するもので、貸与を受けた後、免除施設で市立福知山市民病院が定める期間常勤医師として勤務した場合、奨学金の返還が免除されます。

応募資格、方法等

1 応募資格

次のいずれかに該当する者で、免除施設において医師の業務に従事する意思を有する者。

ア 臨床研修を受けている医師（医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修を受けている医師）

イ 大学院の医学を履修する課程に在学する医師

ウ 大学の医学を履修する課程に在学する者

2 募集人員 3名程度（継続貸与予定者を含む）

3 貸与の額 月額１５万円
特定診療科については月額５万円加算します。（月額２０万円）
（特定診療科：産婦人科、小児科又は小児外科、※予算の範囲内で
行いますので加算出来ない場合もあります。）

4 貸与の期間 令和７年４月から令和８年３月まで
※貸与の決定は毎年度行いますので、引き続き継続して貸与を希望
される場合も申請書の提出が必要です。

5 貸与の時期 ９月、１２月及び３月に当該月分までを指定の銀行口座に振り込み
ます。（時期は前後することがあります。）

6 貸与の決定 申請書類及び面接審査により予算の範囲内で貸与者を決定します。

※応募者多数の場合は全員に貸与できない場合があります。
その際は、下記に該当する方を優先に貸与決定します。
○貸与終了後、早期に免除施設での勤務が期待できる人
○免除施設において複数年の勤務が期待できる人
○新規に申請された人
○同趣旨の他の奨学金を受けていない又は受ける予定のない人

7 応募方法及び募集期間

(1) 申請書類

- ① 市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等貸与申請書（第1号様式）
 - ② 申請理由書等（第1号様式裏面） ※両面印刷のこと
 - ③ 誓約書
 - ④ 市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等貸与者推薦調書
※継続貸与申請者で、当初提出時の内容に特段の変更がない場合は不要。
 - ⑤ 医師免許証の写し（大学生・既提出の継続貸与申請者を除く。）
 - ⑥ 本人及び連帯保証人の印鑑証明書（継続貸与申請者も毎年度必要です。）
 - ⑦ 成績証明書（大学生（1年生は除く）のみ）
- ※申請書類は市立福知山市民病院のホームページからダウンロードできます。

(2) 保証人

- ① 申請には2名の連帯保証人が必要です。
連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者としてします。
- ② 貸与を受けようとする者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1名はその者の法定代理人としなければなりません。

(3) 応募期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月30日（金）

(4) 応募方法

市立福知山市民病院事務部総務課に申請書類を提出してください。

（郵送の場合） 5月30日（金）の消印まで有効

（持参の場合） 5月30日（金）の午後5時15分受け取り分まで有効

奨学金等の返還

次の返還事由が生じたときは、管理者が指定する日までに以下の方法により返還しなければなりません。

※免除施設での常勤医師としての従事期間が貸与期間に満たない場合、貸与された金額の全額が返還となります（部分免除はありません）。

1 返還事由

- ア 奨学金等の貸与の決定を取り消されたとき。
- イ 大学を卒業した日の属する年度の翌年度までに医師免許を取得できなかったとき。
- ウ 貸与相当期間に3年を加えた期間内に、免除施設において医師の業務に従事しなかったとき。
- エ ウの期間内において、3年を超えて猶予施設で勤務したとき。

2 返還方法

- ア 一括払い
- イ 月賦（貸与を受けた期間を限度とします）
- ウ 半年賦（貸与を受けた期間を限度とします）

3 返還利息 無利息

4 遅延利息 返還額を返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年14.5パーセントの遅延利息を支払わなければなりません。

奨学金等の返還猶予

次の奨学金等の返還猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

1 猶予事由

- ア 免除施設又は猶予施設に勤務しており、返還を免除する過程にあるとき
- イ 災害、疾病等、その他やむを得ない事由のあるときで管理者が認めたとき

奨学金等の返還免除

貸与期間終了後、次の条件を満たした場合にのみ奨学金の返還債務が全額免除となります。（※特定診療科加算については、下記の条件を特定診療科の医師として満たした場合に限り免除します。）

1 返還免除の要件（条例第3条）

（1）免除施設のみに勤務

免除施設で貸与相当期間医師として勤務したとき。（常勤に限る）

（2）免除施設と猶予施設に勤務

猶予施設で猶予期間（最大3年まで可）医師として勤務した後、免除施設で貸与相当期間医師として勤務したとき。（常勤に限る）

※貸与を受けている期間及び臨床研修を受けている期間については、免除期間・猶予期間のいずれの期間にも算入しません。

別表 1 免除施設

市立福知山市民病院・市立福知山市民病院大江分院

別表 2 医療機関（猶予施設）

別表 1 以外の病院又は診療所

※ 猶予施設で勤務できる期間は、最大3年までです。

※ 免除施設で貸与相当期間勤務するまでに、猶予施設で3年を超えて勤務した場合は、奨学金等の返還が必要です。複数年度の貸与の場合、全額が返還対象となります。

注意事項

- (1) 申請者は、この要領のほか「市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例」及び「福知山市医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例施行規程」をよく読み、本制度の内容を十分確認してください。
- (2) 申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。
- (3) 申請書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (4) 採用の可否について電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので御了承ください。

応募先・問い合わせ先

▽ 市立福知山市民病院 事務部総務課

〒620-8505 福知山市厚中町231番地

TEL 0773-22-2101 FAX 0773-22-6181

▽ ホームページ：<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/site/hosp/>